

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月10日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区条例第34号

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表品川区いじめ問題調査委員会の項および品川区いじめ対策委員会の項中「23,000円」を「30,000円」に、「20,000円」を「23,000円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。